

## 足立区乳児等通園支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項の乳児等通園支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 法第35条第3項の規定に基づく届出を行い、又は同条第4項の認可を受けて設置した、法第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 地域型保育事業所 法第34条の15第2項の認可を受け、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所をいう。
- (4) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の認可を受けて設置した、同法第22条に規定する幼稚園をいう。
- (5) 企業主導型保育施設 「企業主導型保育事業等の実施について」（平成29年4月27日・府子本第370号・雇児発第0427第2号）に基づき内閣府から助成を受けている施設をいう。
- (6) 認可外保育施設 法第59条の2第1項の規定に基づく届出を行った施設をいう。
- (7) 定期利用 利用する施設、曜日、時間帯を固定し、定期的に利用する方法をいう。
- (8) 柔軟利用 利用する施設、曜日、時間帯を固定せず、柔軟に利用する方法をいう。

### (対象児童)

第3条 本事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、0歳6か月から満3歳未満までの児童のうち、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園又は企業主導型保育施設に通っていないものとする。なお、認可外保育施設に通っている0歳6か月から満3歳未満までの児童は対象とする。

### (事業の実施等)

第4条 本事業の実施主体は、区とする。

- 2 本事業の実施については、区が法第34条の15第1項の規定に基づき、本事業を実施するほか、同条第2項の規定により本事業の認可を受けた者が実施することができるものとする。
- 3 区及び前項の規定により本事業を実施する事業者（以下「事業実施者」という。）は、当該事業実施者が設置する区内に所在する保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、企業主導型保育施設及び認可外保育施設（以下「実施施設」という。）において本事業を実施するものとする。

### (実施方法等)

第5条 本事業の実施方法については、足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年足立区条例第50号。以下「条例」という。）第20条第2項の一般型乳児等通園支援事業又は同条第3項の余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するものとする。

2 利用方法については、定期利用で、かつ、一定程度継続的な預かり（月を単位として複数月に渡る預かりをいう。）によるものとする。

（利用時間）

第6条 本事業を利用する児童（以下「利用児童」という。）の1月あたりの利用時間の上限は、10時間とする。この場合において、利用時間は、当月分のみ有効であり、未利用時間について翌月以降に繰り越すことはできないものとする。

2 キャンセルに伴う利用時間の減算については、別表に定めるとおりとする。

3 事業実施者は、前項の規定による取扱いを基礎として、キャンセルポリシーを定めるものとする。

4 本事業の利用の単位は、30分とする。ただし、1回あたりの利用は、1時間を下限とする。

（開設日、開設時間、利用定員等）

第7条 開設日、開設時間、利用定員、給食提供の有無等のサービス内容は、事業実施者がニーズ、受入体制等に鑑み適切に設定しなければならない。

2 事業実施者は、サービス内容をあらかじめ明示しておかなければならない。

（利用の申し込み等）

第8条 本事業の利用を希望する児童の保護者は、足立区乳児等支援給付認定申請書（様式第1号）を足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は、電子情報処理組織（区の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

3 教育委員会は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、事業の利用認定の可否を決定し、その結果を乳児等支援支給認定証（様式第2号）又は乳児等支援支給不認定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

4 教育委員会は、前項の審査に関して必要があると認めるときは、公簿等を閲覧し、確認できるものとする。この場合において、当該公簿等の閲覧等については、第1項及び第2項の申請を行った者が同意したときに限るものとする。

5 前項の場合において、教育委員会は、申請者の同意がないときは、当該申請者に対し、第1項の審査に関して必要な書類等の提出を求めることができるものとする。

（利用手続）

第9条 前条第3項に規定する事業の利用認定を受けた児童の保護者（以下「利用保護者」という。）は、同項の認定通知を受けたのち、事業実施者に対し、利用希望日の予約を行うものとし当該予約を受けた事業実施者は利用の可否を決定するものとする。

（変更申請等）

第10条 利用保護者は、第8条第2項の規定により事業の利用認定を受けた日以後、認定内容

に変更が生じたときは、足立区乳児等支援給付認定変更申請書（様式第4号）を、事業の利用認定を取り下げるときは、足立区乳児等支援給付認定消滅申請書（様式第5号）を、それぞれ教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の各申請書の提出があった場合で必要があると認めるときは、認定内容の変更又は認定の取消しを行うものとする。この場合において、公簿等により認定内容に変更があり、又は第3条に該当しなくなったと確認することができたときも、同様の対応を行うものとする。
- 3 前項の場合において、教育委員会は、認定を変更する場合にあつては、足立区乳児等支援給付認定変更通知書（様式第6号）を、認定を取り消す場合にあつては、足立区乳児等支援給付認定取消通知書（様式第7号）により利用保護者に通知するものとする。

（利用者負担額等）

第11条 事業実施者は、本事業を実施するために必要な経費の一部（以下「利用者負担額」という。）及び本事業の利用に係る費用の実費相当額を利用保護者から徴収することができる。

- 2 利用者負担額は、一人1時間当たり300円を標準とし、事業実施者が設定するものとする。
- 3 区は、前項に規定する利用者負担額について、別に定める補助基準額に基づき、利用者負担額の一部を補助し、負担軽減を行う。
- 4 事業実施者は、第1項の規定に基づき利用者負担額及び実費相当額を徴収する場合は、その負担方法及び額をあらかじめ定めて周知し、利用保護者の同意を得なければならない。この場合において、高額な利用者負担額及び実費相当額の設定を行うことのないように十分留意するものとする。
- 5 利用保護者は、施設が定めた利用者負担額及び実費相当額を事業実施者に支払うものとする。

（支弁）

第12条 区長は、第4条第2項の規定により本事業を実施する事業者に対し、次条の規定による実績報告に基づき、内閣府令で定める基準により算定された金額を本事業の実施に要する費用として支払うものとする。

- 2 費用の支払の方法等については、別に定める。

（実績報告）

第13条 前条の事業者は、毎月の本事業の利用状況について、教育委員会に報告するものとする。

- 2 教育委員会は、必要に応じて前条の事業者に対して、本事業に関する報告を求めることができる。

（実施の要件）

第14条 事業実施者は、次の各号に掲げる要件を充たすものとする。

- (1) 条例を遵守すること。この場合において、条例の規定のうち、次に掲げるものの適用については、それぞれに掲げるとおりとする。

ア 条例第22条第1項 同項に規定する「その他乳児等通園支援に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者」については、次に掲げるいずれかの研修を修了した者とする。

(ア) 子育て支援員研修事業の実施について（令和6年3月30日こ成環第111号・こ支家第189号 子ども家庭庁生育・支援局長連名通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修

(イ) 子育ての知識、経験及び熱意を有し、家庭的保育事業の実施について（平成21年10月30日雇児発1030号 第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修

イ 条例第22条第2項 同項に規定する「乳児等通園支援事業者の職員の数」については、施設の開所時間中においては、同項に規定する児童の年齢区分ごとに、利用児童を同項に定める基準となる児童数で除して得た数を小数点第1位（小数点第2位以下は切捨てるものとする。）まで算出し、その数を合計した数について、小数点以下を四捨五入して得た数以上を配置することとする。

(2) 乳児等通園支援（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の利用児童への遊び及び生活の場の提供並びに利用保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。）は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に準じ、本事業の特性に留意して、利用児童及び利用保護者の心身の状況等に応じて提供すること。

(3) 心身に障がいがある利用児童を受け入れるときは、当該利用児童の障がい等の特性に応じた対応が可能な者を置き、日常的に医療的ケアを必要とする利用児童を受け入れるときは、看護師、保健師、助産師、認定特定行為従事者（社会福祉士及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項の認定特定行為従事者をいう。）である保育士等の医療的ケアに従事する者を置くこと。

(4) 初回利用の前に、利用保護者と事前の面談を行い、制度の意義及び利用に当たっての基本的事項の説明を行うとともに、利用児童の特徴、利用保護者の意向等を把握すること。

(5) 初回利用の前に、利用保護者に対し、利用可能日、利用時間、サービス内容、徴収する金額及び個人情報の取扱い等を書面によって説明を行い、利用保護者の同意を得ること。

(6) 慣れるまで時間のかかる利用児童に対する対応として必要がある場合には、利用の初期に親子通園を取り入れること。ただし、利用児童の育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意しなければならない。

(7) 利用児童の育ちに関する計画及び記録を作成すること。

（事業実施者の留意事項）

第15条 事業実施者は、本事業の実施に当たって、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 本事業の実施において事故が発生した場合は、教育・保育施設等における事故の報告等について（令和7年3月21日こ成安第44号・6教参学第51号通知）に従い、教育委員会に速やかに報告すること。

(2) 利用児童の事故等に係る賠償責任保険に加入すること。

(3) 利用当日に、対象児童の通園がない場合には、対象児童の状況を速やかに確認するこ

と。

- (4) 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、適切な支援を行うこと。
- (5) 給食の提供については、事業実施者の判断とするが、利用保護者に提供の有無が分かるように周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理、アレルギー対応等の適切な実施に留意すること。この場合において、給食費の実費負担については、事業実施者において定めた金額を徴収することができるものとする。
- (6) 利用可能枠の範囲において利用の申込みがあった場合には、当該児童の受け入れをすること。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により本事業の提供が困難である場合には、受け入れないものとしてことができ、その具体的な理由とともに教育委員会に報告しなければならない。
- (7) 利用保護者に対して、必要に応じて面談や子育てに係る助言を行うほか、実際に目の前で保育の様子を見てもらう機会を設けること。
- (8) キャンセルに伴う利用料等の取扱いについては、別表に定めるとおりとする。
- (9) 利用登録をする場合において、前号の利用料等の取扱いについて、利用保護者に適切に説明すること。
- (10) 区の本事業に係る指導監督員が実施事業者の施設を巡回し、適正な事業実施に係る助言等を行った場合、実施事業者は当該助言等に適切に対応すること。

(書類の保管)

第16条 事業実施者は、本事業実施にあたり作成又は受領した書類について、本事業実施後5年間保管するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 本事業に携わる者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童又はその家族の個人情報等を漏らしてはならない。本事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(こども誰でも通園制度総合支援システム)

第18条 本事業の実施に当たり、原則、本事業に係るこども誰でも通園制度総合支援システムを活用し、利用保護者による予約、実施事業者における子どもの情報把握を行うものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は、別に定める。

付 則 (7足教子私発第2092号 令和8年2月12日 教育長決定)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条、第15条関係）

	キャンセル日が利用の前日まで の場合	キャンセル日が利用の当日の場 合 (無断キャンセルを含む)
利用料の有無	発生しない	発生しない
利用時間の減算	減算しない	予約時間分を減算

備考

- 1 キャンセル日とは、利用者がキャンセルの意思を利用施設に通知し、当該利用施設が通知の受領の意思を表示した日のことをいい、その日をもって利用申請及び利用決定が取り消されたものとする。
- 2 利用者のキャンセルの理由は問わないが、事業実施者に起因する理由によって利用ができなかった場合は、利用料の請求や利用時間の減算等を行わないこととする。
- 3 このほか、実費相当額の取扱い等については、事業実施者が別途定めるものとする。